

応用刑法 I 総論 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	修正箇所（初刷）	修正後（2刷）
目次 4枚目	上から3行目～下から7行目 「第14講 原因において～ (中略) <u>Ⅲ 責任</u> 第17講 違法性の錯誤～」	→以下に修正（「Ⅲ 責任」の位置変更） 「 <u>Ⅲ 責任</u> 第14講 原因において～ (中略) 第17講 違法性の錯誤～」
p 10	図タイトル 「【介在事業が予見不可能な場合の相当性判断】」	以下に修正 「【介在事情が予見不可能な場合の相当性判断】」
p 35	上から4行目 「日高 <u>正</u> 博」	→以下に修正 「日高 <u>義</u> 博」
p 48	コラム上から6行目 「不真正 <u>身</u> 分犯」	→以下に修正 「不真正 <u>不</u> 作為犯」
p 49	コラム上から2行目 「不真正 <u>身</u> 分犯」	→以下に修正 「不真正 <u>不</u> 作為犯」
p 51	下から7行目 「投石している以上、Wの負傷について未必の故意」	→以下に修正 「投石している以上、 <u>特別の事情がない限り</u> 、Wの負傷について未必の故意」
p 209	【問題2】上から4～5行目 「アルミ製灰皿（直 <u>系</u> 19cm～）」	→以下に修正 「アルミ製灰皿（直 <u>径</u> 19cm～）」

p 217	上から 13 行目 「 <u>根拠</u> に <u>分断的</u> 評価を否定する」	→以下に修正 「 <u>根拠</u> に <u>一体的</u> 評価を否定する」
p 223	図 1 下部 「 <u>構成要件</u> モデル」	→以下に修正 「 <u>責任</u> モデル」
p 257	学習のポイント 2 の 2 行目～ 3 行目 「 <u>しっかりと</u> 理解する <u>こと</u> 。」	→以下に修正 「しっかりと理解する。」
p 258	下から 11～12 行目 「～とはいえない。 しかも、甲は棒による～」	→以下（改行なし）に修正 「～とはいえない。しかも、甲は棒による～」
p 262	上から 10 行目～11 行目 「はできないからである。 したがって、【問題 4】では～」	→以下（改行なし）に修正 「はできないからである。したがって、【問題 4】では～」
p 263	* 上から 7～8 行目 「 <u>すなわち</u> 、仮に、～」	→以下に修正 「仮に、～」
p 263	下から 1～2 行目 「らないのは～である。 誤想防衛と～」	→以下（改行なし）に修正 「らないのは～である。誤想防衛と～」
p 264	下から 7 行目 「 <u>最高裁</u> として初めて」	→以下に修正 「 <u>最高裁</u> が初めて」
p 265	下から 10 行目 「発射したので殺人罪が成立する」	→以下に修正 「発射したので殺人 <u>未遂</u> 罪が成立する」

p 354	上から 12 行目 「消滅させた者に対して <u>任意的</u> 減免」	以下に修正 「消滅させた者に対して <u>必要的</u> 減免」												
p 365	上から 12 行目 「中止犯の成立を <u>認</u> めている」	以下に修正 「中止犯の成立を <u>否</u> 定している」												
p 420	図上から 3 行目	→以下に修正												
	<table border="1"> <tr> <td>犯罪共同説</td> <td>行為共同説</td> </tr> <tr> <td>犯罪</td> <td>行為</td> </tr> <tr> <td><u>数人数罪</u> (集団行動～)</td> <td><u>数人一罪</u> (個人行動～)</td> </tr> </table>	犯罪共同説	行為共同説	犯罪	行為	<u>数人数罪</u> (集団行動～)	<u>数人一罪</u> (個人行動～)	<table border="1"> <tr> <td>犯罪共同説</td> <td>行為共同説</td> </tr> <tr> <td>犯罪</td> <td>行為</td> </tr> <tr> <td><u>数人一罪</u> (集団行動～)</td> <td><u>数人数罪</u> (個人行動～)</td> </tr> </table>	犯罪共同説	行為共同説	犯罪	行為	<u>数人一罪</u> (集団行動～)	<u>数人数罪</u> (個人行動～)
	犯罪共同説	行為共同説												
犯罪	行為													
<u>数人数罪</u> (集団行動～)	<u>数人一罪</u> (個人行動～)													
犯罪共同説	行為共同説													
犯罪	行為													
<u>数人一罪</u> (集団行動～)	<u>数人数罪</u> (個人行動～)													
p 536	上から 2～3 行目 「でない者には <u>犯罪</u> には犯罪は」	→以下に修正 「者には犯罪は」												
p 539	上から 8 行目 「65 条 <u>2</u> 項が適用され」	以下に修正 「65 条 <u>1</u> 項が適用され」												

- 初刷で大きな誤植を出してしまい、申し訳ございません。
お買上げ頂いた皆様に、心よりお詫びを申し上げます。

頁数	修正箇所 (初刷・2刷)	修正後 (3刷)
2刷 p 253 (初刷 p 251)	本文上から 9 行目～10 行目 「 <u>急迫不正の侵害を誤認したことの過失</u> があるか否かを検討し、 <u>過失</u> があれば傷害罪が成立し、 <u>過失</u> がなければ不可罰」	→以下に修正 「 <u>違法性の意識の可能性</u> があるか否かを検討し、 <u>違法性の意識の可能性</u> があれば傷害罪が成立し、 <u>それ</u> がなければ不可罰」

p 356	【問題 3】 本文 2 行目 「叔父宅」	→以下に修正 「叔父 <u>W</u> 宅」
p 356	【問題 3】 本文 2～5 行目 (4 箇所) 「 <u>甲</u> 宅」	→以下に修正 「 <u>W</u> 宅」
p 545	本文上から 16～17 行目 「 <u>非身分者が (業務性のない単なる) 占有者に加担した場合に横領罪の共同正犯しか成立しないこと (【問題 8】 の場合)</u> 」	→以下に修正 「 <u>(業務性のない単なる) 占有者が業務上占有者に加担した場合に横領罪の共同正犯しか成立しないこと</u> 」

※初刷→2 刷の訂正の際に一部の頁数に変更になっております。申し訳ございません。上掲表の「頁数」では、初刷と 2 刷の頁数に齟齬がある場合、両方の頁数を挙げております。

※2023 年の刑法改正により、「強制わいせつ罪」と「準強制わいせつ罪」が統合されて「不同意わいせつ罪」に、「強制性交等罪」と「準強制性交等罪」が統合されて「不同意性交等罪」になりました (178 条は削除されました)。この修正は増刷では対応いたしません。改訂版を出す際に対応させていただきます。